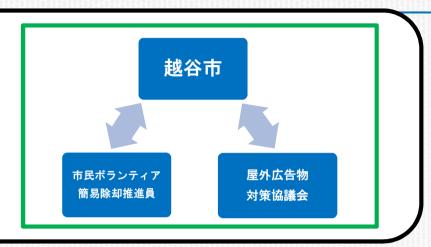
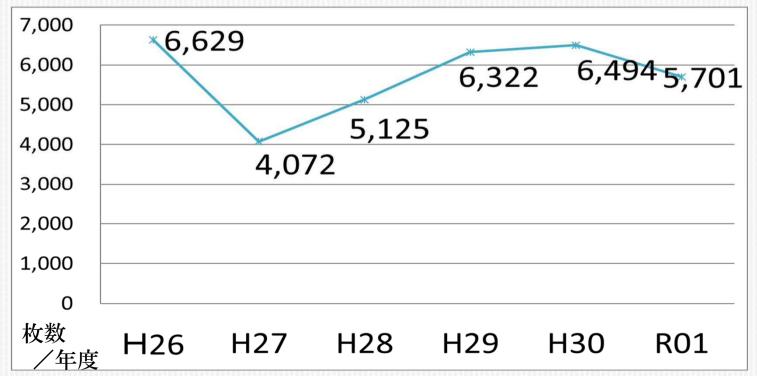


違反広告物撤去活動について

違反広告物撤去活動とは

越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている 広告物であって、その広告物が貼り紙・貼り札・広告旗 立看板などの簡易な広告物である場合には、屋外広告物 法の規定により所有者に伝えることなく、撤去すること ができます。これを「違反広告物撤去活動」といいます。 現在、越谷市・簡易除却推進員・屋外広告物対策協議会 の3つの主体により活動を実施しています。





令和元年度は、宅建 業協会への注意文書 の配布依頼、違反広 告の掲出者への直接 注意など、注意喚起に 努めました。

今後も違反広告の減 少に向け、継続して取 り組んでまいります。

~違反広告物撤去枚数の推移~

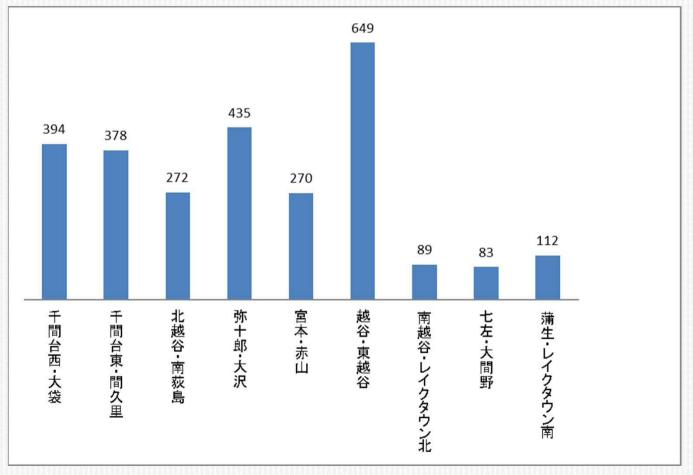
違反広告物の現状について

【違反広告物の現状一①】

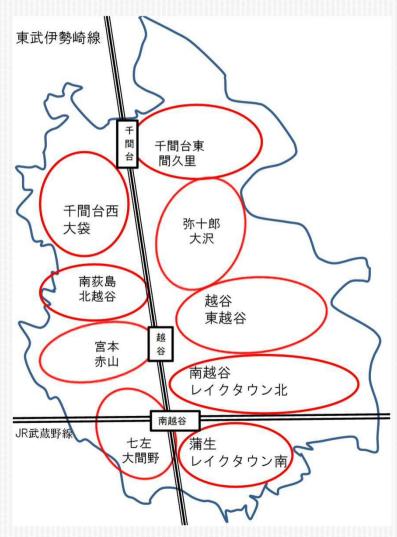
屋外広告物対策協議会による撤去活動の実績(一斉撤去活動の300枚分は、区割が異なるため除く)

活動回数:20回

撤去枚数:2,682枚



屋外広告物対策協議会による地区別撤去枚数【令和元年度】



地区エリア図

違反広告物の現状について

【違反広告物の現状一②】

簡易除却推進員(市民ボランティア+職員)による撤去活動の実績

登録団体:7団体(40名)

実施回数:24回

撤去枚数:2,719枚(令和元年度)





違反広告物対策の取り組みについて

①屋外広告物対策協議会の活動方法の見直し

○違反広告物が多い地域のパトロール回数を増やすよう調整し、年間の活動 回数を割り振っています。

②違反広告物抑制に係る啓発の実施

○分譲住宅の募集に関する違反広告物が多い現状を受けて、「広告物の適正 な設置」に係るチラシを作成し、宅建協会に所属している各会員へ配布を 行い、違反広告物抑制に係る啓発に努めました。

③簡易除却推進員の募集に係る啓発活動の実施

○違反広告物対策を推進していくためには、市民ボランティアの協力が必要 不可欠です。市民ボランティアの参加を促していくため、広報紙やホー ムページで募集をするほか、市が主催している協働フェスタのイベントを 通じて募集活動を行っています。

4違反広告物対策の強化

○違反広告物対策を強化するため、平成30年度より、掲出物件で多く見られるカラーコーンも含めて撤去しているほか、違反の多い業者に対し、電話や訪問等にて直接指導を行なっております。